

平成19年3月31日に現に岩手県事務吏員若しくは岩手県技術吏員に任命されている者又は医療局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程（平成19年岩手県医療局管理規程第5号）による改正前の医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）第4条に規定する吏員以外の職員の職を命ぜられている者で、平成19年4月1日以後引き続き在職するものは、同日付けをもって岩手県職員に任命されたものとする。

平成19年4月1日

岩手県医療局長 法 貴 敬